

## 公益社団法人木更津法人会 地区・支部等運営規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という）定款第 4 6 条の規定に基づき地区・支部等の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (地区・支部の組織)

第 2 条 本会に木更津・君津・富津・袖ヶ浦の四地区を設置し、必要に応じて支部を設けることができるものとする。支部の新規設置、あるいは統廃合については支部会員の総意をもって決議し、理事会の承認を必要とする。

2 本会会員は、その事業を管轄する支部のいずれか一つに所属しなければならない。

3 支部名称の変更等は支部会員の総意をもって決議し、理事会の承認を必要とする。

### (地区・支部の権限)

第 3 条 地区・支部は、本会の事業計画に従って各地区・支部の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

### (地区・支部の会計)

第 4 条 地区・支部の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、地区・支部に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理するものとする。

2 地区・支部の収支については、遅滞なく本会会長に報告し、理事会の承認を必要とする。

### (地区役員を選任と職務)

第 5 条 地区長は本会会長より任命され、地区を代表するとともに本会の常任理事となる。

2 地区長は、地区役員として若干名の副地区長を置くことができる。

3 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故ある時はその職務を代行する。

4 地区役員は、地区事業の企画立案並びに運営を行い、地区内の支部を掌握する。

5 地区長は必要に応じて地区役員会を招集することができる。

### (支部役員を選任と職務)

第 6 条 支部には、20名以内の幹事を置き、支部に所属する会員の中から選任する。

2 支部役員のうち1名を支部長、若干名を副支部長とし、支部幹事の互選により選任する。

- 3 支部長は、支部を代表するとともに本会の理事となる。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 支部長は支部総会を開催し、事業計画予算を管理するとともに事業の運営に当たる。

(地区・支部役員の任期等)

第 7 条 地区・支部役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(支部の会議)

第 8 条 支部の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- 2 総会は、支部会員の全員をもって組織し、役員会は支部幹事の全員をもって組織する。
- 3 総会及び役員会の議長は、支部長をもってこれに充てる。
- 4 支部における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第 9 条 支部長は、総会及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告し理事会の承認を必要とする。

(改 廃)

第 10 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 2 8 日の理事会で承認され、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。